

2月24日 県民投票

— 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う —

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票(告示日2月14日)が2月24日(日)に行われます。

投票時間 午前7時～午後8時

投票所 入場券に記載された投票所

※できるだけ徒歩か公共交通機関でお越しください。

投票ができる人

平成13年2月14日までに生まれた人で、平成30年11月13日までに那覇市に転入届出をして、引き続き居住している人。

転出者について

2月13日以前に県外へ転出した人は投票できません。また、沖縄県外の不在者投票もできません。

投票資格者名簿に登録されている人で2月13日以前に県内他市町村へ転出した人は、引続居住証明書類(引き続き県内に住所を有していることを証するに足りる書類)を持参しないと投票することができません。

引続居住証明書類は新住所所地か、本籍地の市町村から取得します。取得できる日時や時間帯は当該市町村にお問い合わせください。

点字および代理による投票

目の不自由な人のために、各投票所に点字器を用意しています。また、身体が不自由なため記載が難しい人は、係員に申し出れば補助員が立会いのうえ、代理の者が記載をします。投票の秘密は堅く守られますのでご安心ください。

郵便投票

身障者手帳などを所持し、一定の条件を満たす人は郵便を利用して投票ができます。事前に郵便投票証明書の交付手続きが必要です。お問い合わせください。

期日前投票

投票日当日に仕事や用事などで投票所へ行けない人は期日前投票ができます。投票所、期間、投票時間は次のとおりです。

期日前投票場所	投票期間	投票時間
1 那覇市役所本庁舎1階	2月15日(金)～2月23日(土)	午前8時30分～午後8時
2 首里支所1階会議室	2月18日(月)～2月23日(土)	午前9時～午後6時
3 真和志庁舎地下会議室		
4 サンエー那覇メインプレイス5階中央出入口	2月18日(月)～2月23日(土)	午前10時～午後8時
5 イオン那覇店5階西側エレベーター乗場		

投票所入場券

1枚で世帯員2人分まで対応しています。3人以上の世帯には複数枚お送りします。1人分ずつ切り離し、投票日に本人が持参してください(印鑑不要)。

裏面は期日前投票宣誓書の様式となっています。あらかじめ自宅などで宣誓書に記載することで、期日前投票所での受付の時間を短縮できます。

なお、投票所入場券は**2月7日(木)**から発送を開始する予定です。

選挙管理委員会 ☎951・3215



平成31年度 市民税・県民税兼 国民健康保険税の申告について

市民税課 ☎861・3328

申告期間

2月18日(月)～3月15日(金)

※郵送は当日消印有効です。※原則、土日は受付できません。2月23日(土)と3月3日(日)は受付します。

申告会場 タイムズビル2階タイムスギャラリー・3階タイムスホール

(住所) 那覇市久茂地2丁目2番2号



※本庁舎・各支所では受付できません。

※申告会場(タイムズビル)には**専用駐車場があります**ので、公共交通機関をご利用ください。なお、車でお越しになる場合は各自で近隣の民間有料駐車場をご利用ください。

※申告のための市役所本庁舎地下駐車場のご利用はできません。

受付時間 午前9時～午後4時

●期限までに申告がないと、公営住宅の入居、就学援助、保育所の入所等に必要所得証明書などが発行できず、不利益をこうむる場合がありますのでご注意ください。

●所得がない場合でも、国民健康保険加入者は、保険税などの判定資料となるため忘れず申告してください。また、所得証明書の発行、他の行政サービス利用のために申告が必要な場合もあります。

●平成29年度申告から、申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載が必要となりました。

《郵送による申告の受付》

3月15日(金)まで**※当日消印有効**

次のいずれかに当てはまる人は郵送での申告が可能です。
・前年中に収入がなかった。
・前年中は給与や年金収入のみで、源泉徴収票や控除の証明書(生命保険料など)の必要書類原本が整っている。

送付先 〒900・8585

那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所 市民税課

※提出された書類は原則返却しません。
※記載内容に不備がある場合や必要書類が同封されていないときは受付できず、申告書を返送する場合があります。
※事業・不動産収入などがあった人は、帳簿および領収書の確認がありますので、郵送受付はできません。会場で申告してください。
※連絡先の電話番号は必ずご記入ください。詳しくは、お問い合わせください。

●申告受付停止期間

3月18日(月)～5月31日(金)

新年度の課税準備のため停止します。申告受付の再開は本庁舎(3階3328窓口)にて、6月3日(月)からとなります。

要介護・要支援認定を受けているみなさんへ

所得税・住民税が課税されている本人、または本人を扶養している人が所得の申告をする際、次の証明書を提出することで所得の控除を受け、税が減額される場合があります。証明書に必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

障害者控除対象者認定書

要介護・要支援認定を受けている65歳以上の人のうち、障害者手帳などの交付を受けていない人に対して、介護認定の内容が税法上の障害者・特別障害者に当てはまる場合に交付します。

成人用おむつ代の医療費控除証明書

おむつ代の医療費控除を受けるのが継続して2年目以降の人に対して、介護認定の際に取得した主治医意見書に「寝たきり」かつ「尿失禁の可能性がある」と記載されている場合に交付します。

申請・お問い合わせ

チャーがんじゅう課(認定グループ) ☎861-1274

★所得税の確定申告は、e-Tax(インターネット)をご利用ください

e-Taxで確定申告すると...

①源泉徴収票や医療費の領収書などは、内容を入力して送信することにより提出を省略できます。

②還付金を早く受け取ることができます。

※詳細は国税庁ホームページへ

(http://www.nta.go.jp/)

【お問い合わせ】

那覇税務署個人課税部門

☎867・3101

北那覇税務署個人課税部門

☎877・1324

★平成31年度より、配偶者控除と配偶者特別控除が改正されます。主な改正内容は次の通りです。

○配偶者控除の改正について

納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円を超えると配偶者控除額が段階的に減少し、一千万円を超えると控除が受けられなくなりました。

○配偶者特別控除の改正について

適用条件となる配偶者の合計所得金額の範囲が38万円超123万円以下へと拡大されました。

※詳細は国税庁ホームページへ

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/haigusya/index.htm)